

## 第2章 浜田市の緑の現状と課題

### 1. 浜田市の概況

#### 1-1. 位置と沿革

##### 1-1-1. 位置と地勢

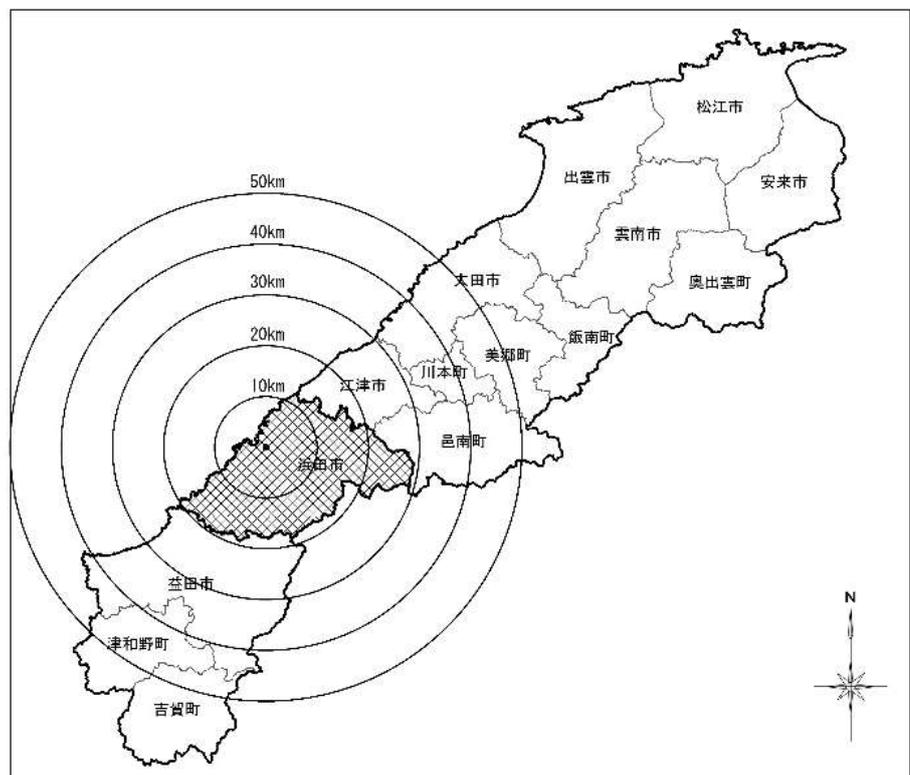
本市は、島根県西部の中心に位置し、県庁所在地である松江市からは約 120km の位置にあり、東を江津市と邑南町、西を益田市、南を広島県北広島町に接しています。

市域は、平成 17 年に旧浜田市と 3 町 1 村が合併した結果、東西約 46.4km、南北約 28.1km の広がりを持ち、面積は約 690.66k m<sup>2</sup>を有しており、島根県において、松江市、出雲市に次ぐ人口を有し、県西部の中核都市です。

地勢は、中国山地が日本海にまで迫っているため、市域の大部分が山地や丘陵地に占められ、まとまった平地には恵まれていません。また起伏に富んだリアス式地形と砂浜からなる海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらし、山陰地方の物流拠点である浜田港、三隅港がある他、多くの漁港が立地しており、本市の代表産業である漁業を支えています。

市内には、浜田川、下府川、周布川、三隅川などの主要な河川が流れて日本海に注いでおり、下流域には平地が形成され、市街地や農地が広がっています。

#### □ 浜田市の位置



## 1-1-2. 沿革

この地は、古代には石見国庁や国分寺が置かれ、広く石見地方を統括する政治、経済の拠点として栄えるなど、古い歴史を持っており、江戸時代には海岸部に浜田藩（5.5 万石）の城下町が開かれ、現在の中心市街地の基礎が築かれました。

明治以降は、一時は浜田県の県庁所在地となり、島根県との合併後は那賀郡役所が置かれるとともに、鉄道の敷設、港湾の整備、山間部の道路整備などが進められ、陸海交通の要衝として発展してきました。

近年、平成元年の浜田自動車道の部分開通を皮切りに、山陰自動車道の一部である浜田三隅道路、江津道路など高速道路網の整備が順次進められており、県西部における本市の拠点性は、ますます高まっています。

平成 17 年に旧浜田市と那賀郡金城町、旭町、弥栄村、三隅町の 1 市 3 町 1 村が合併し、新たな浜田市がスタートしました。新市では、調和のとれたまちづくりを進めるために、「浜田那賀方式自治区制度」を導入し、旧市町村単位に自治区を設けて地域協議会を設置し、地域の個性を活かした一体的なまちづくりを進めています。

### □ 自治区位置図



## 1-2. 概況

### 1-2-1. 自然環境

気候は、本市を含む島根県全域が「日本海側気候」に属しますが、豪雪地帯と概ね重なる日本海側気候の地域の中では積雪量はそれほど多くありません。

平成 26 年における年平均気温は 15.3℃、年最高気温は 34.7℃、年最低気温は 0.9℃、年間降水量は 1,626.5 mm、年間雪現象日数は 32 日となっています（浜田特別地域気象観測所）。

一方、市南部の中国山地地域では、高いところでは標高が約 1,000mに達し、冬期は寒気が厳しく多くの積雪も見られます。

市域の大部分を占める中国山地は、地形がそれほど急峻ではないため、丘陵地の間に集落や農地が点在しており、豊かな自然と多面的な機能を持つ地域として、自然環境の保全、水源の涵養などに大きな役割を果たしています。

植生は、市域の大半が「ヤブツバキクラス域」、すなわち常緑広葉樹林域に含まれていますが、南部の広島県との境界付近は、中国山地の脊梁部にあたる標高 1,000mクラスの山地を構成しており、「ブナクラス域」、すなわち落葉広葉樹林域が見られます。

また、特定植物群落として、浜田海岸と三隅海岸のクロマツ林、三隅、大島、多陀寺、常磐山八幡宮の照葉樹林、青浦海岸暖地性植物群落、大島ハマビワ群落などが挙げられています。

野生動物では、鳥根県のレッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種が見られる半面、イノシやツキノワグマ、ニホンジカ等による農林業への鳥獣被害も発生している状況があります。



中国山地を成す山々（天狗石山）



海岸とクロマツ林（田ノ浦海岸）



多陀寺の照葉樹林

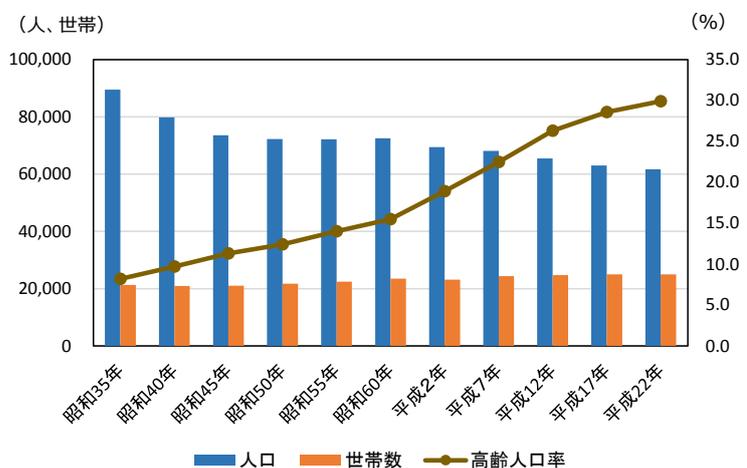
### 1-2-2. 人口の動向

現市域での本市の人口（国勢調査結果）は、昭和 35 年の 89,472 人からほぼ一貫して減少し続けており、平成 22 年には 61,713 人と、50 年間で 2 / 3 程度にまで減少しました。

世帯数は若干の増加傾向を示してきましたが、最近の 5 年間ではわずかに減少に転じています。

□ 人口、世帯数、高齢人口率の推移

高齢人口率（65 歳以上人口の比率）は、急速に高まっており、平成 22 年には 29.9%に達しました。全国的に進行している人口減少と高齢化の傾向は本市でも著しく、地域活力の維持が大きな課題となっています。



資料：各年国勢調査

### 1-2-3. 都市計画区域

本市は、平成17年の1市3町1村合併前には、旧浜田市、旧旭町、旧三隅町にそれぞれ都市計画区域が計画決定されており、現在も都市計画法に基づいて、浜田自治区の一部に「浜田都市計画区域」が、旭自治区の一部に「旭都市計画区域」が、三隅自治区の一部に「三隅都市計画区域」がそれぞれ指定されています。

3つの都市計画区域の合計面積は7,681haであり、全市域の11.1%を占めています。

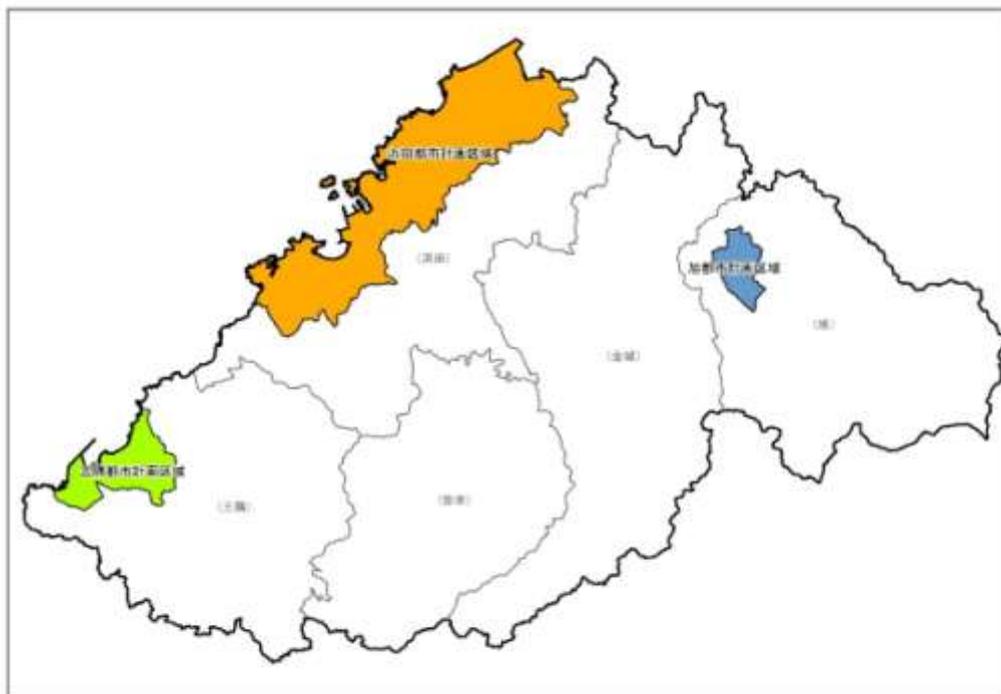
各都市計画区域とも、市街化区域、市街化調整区域の区分を定めない非線引き都市計画区域であり、各都市計画区域の一部には、用途地域が定められています。

平成22年国勢調査による都市計画区域内人口は44,244人であり、同時期の全市人口（61,713人）の約71.7%を占めています。

#### □ 都市計画区域の概要

都市計画区域名	都市計画区域面積 (ha)	都市計画区域人口 (人)	用途地域指定区域面積 (ha)	用途地域指定区域外面積 (ha)
浜田都市計画区域	5,995.0	38,884	1,354.0	4,641.0
旭都市計画区域	554.0	1,263	84.4	469.6
三隅都市計画区域	1,132.0	4,097	71.3	1,060.7
都市計画区域合計	7,681.0	44,244	1,509.7	6,171.3

#### □ 都市計画区域の位置



### 1-2-4. 土地利用（都市計画区域）

浜田市内の3箇所の都市計画区域全体での土地利用は、農地、山林などの「自然的土地利用」が73%を占めており、宅地、公共公益施設、道路などの「都市的土地利用」は27%にとどまっています。

各都市計画区域とも、自然的土地利用が優位を占めていますが、浜田都市計画区域については、都市的土地利用の比率が比較的高くなっています。また、宅地利用の中では住宅用地の比率が高く、商業、工業用途の利用は多くありません。

用途地域指定区域内の土地利用については、都市的土地利用の比率が自然的土地利用を上回っており、三隅都市計画区域でその傾向が顕著です。

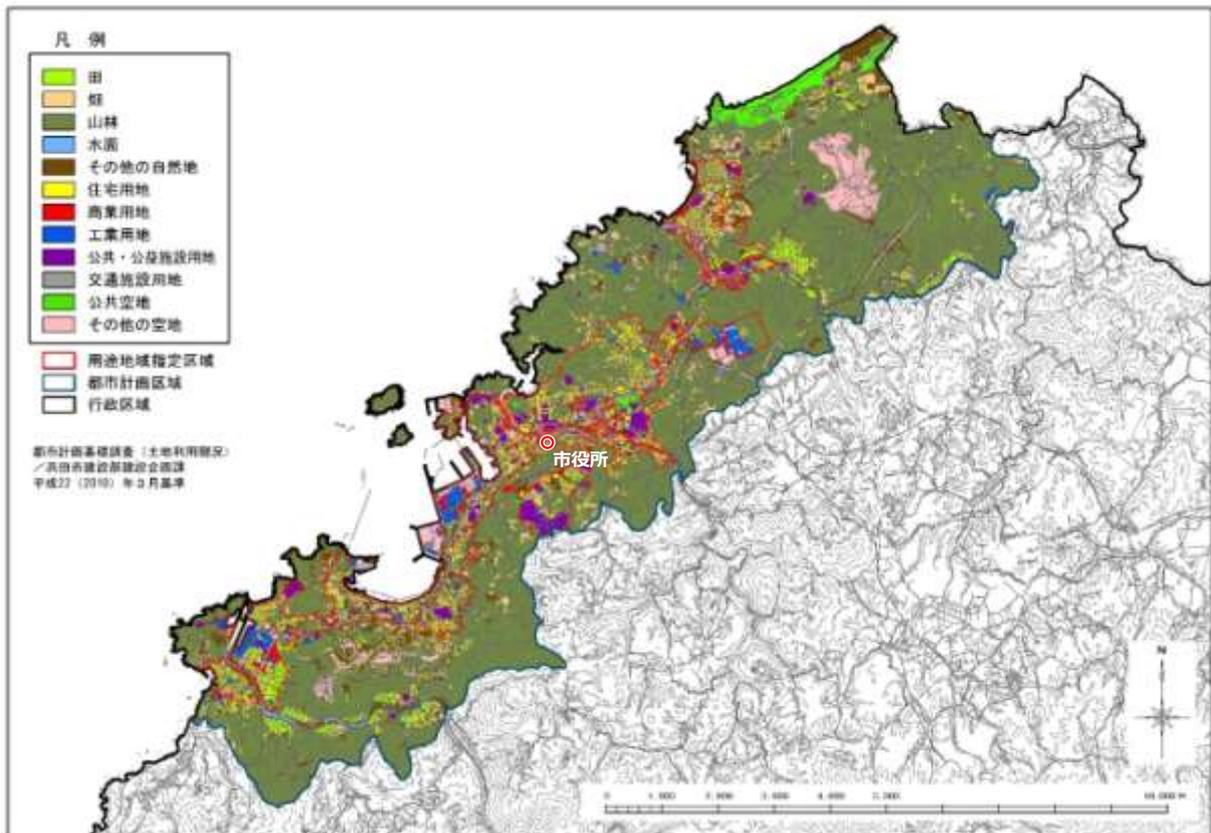
#### □ 都市計画区域別の土地利用状況

都市計画区域名	市街地区分	自然的土地利用						都市的土地利用							小計	合計
		田	畑	山林	水面	その他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	公共公益施設用地	道路	交通施設用地	その他の空地			
浜田都市計画区域	用途地域指定区域	33.7	83.8	273.1	4.6	108.0	503.3	315.8	87.9	77.8	155.6	181.0	26.8	65.0	909.9	1,413.2
	用途地域指定区域外	89.9	180.7	3,155.2	49.9	423.1	3,898.7	130.8	9.6	29.5	143.8	187.9	16.2	221.5	739.2	4,637.9
	合計	123.6	264.5	3,428.3	54.5	531.1	4,402.0	446.6	97.5	107.3	299.4	368.9	43.0	286.5	1,649.1	6,051.1
旭都市計画区域	用途地域指定区域	3.3	1.2	22.7	1.4	3.8	32.3	9.6	2.1	1.1	26.7	8.1	0.0	5.9	53.5	85.8
	用途地域指定区域外	38.9	9.4	320.8	5.2	17.0	391.4	13.8	1.4	0.7	16.2	24.4	1.4	4.4	62.2	453.6
	合計	42.2	10.6	343.5	6.6	20.8	423.7	23.4	3.5	1.8	42.9	32.5	1.4	10.3	115.7	539.4
三隅都市計画区域	用途地域指定区域	0.4	2.7	10.4	1.1	4.1	18.6	20.9	5.7	1.7	12.5	9.0	0.8	2.0	52.7	71.3
	用途地域指定区域外	46.0	45.4	627.4	31.1	89.4	839.3	58.1	6.7	9.0	85.1	84.9	7.1	29.3	280.0	1,119.3
	合計	46.4	48.1	637.8	32.2	93.5	857.9	79.0	12.4	10.7	97.6	93.9	7.9	31.3	332.7	1,190.6
浜田市都市計画区域計	用途地域指定区域	37.4	87.7	306.2	7.1	115.9	554.2	346.3	95.7	80.6	194.8	198.1	27.6	72.9	1,016.1	1,570.3
	用途地域指定区域外	174.8	235.5	4,103.4	86.2	529.5	5,129.4	202.7	17.7	39.2	245.1	297.2	24.7	255.2	1,081.4	6,210.8
	合計	212.2	323.2	4,409.6	93.3	645.4	5,683.6	549.0	113.4	119.8	439.9	495.3	52.3	328.1	2,097.5	7,781.0
		2.7	4.2	56.7	1.2	8.3	73.0	7.1	1.5	5.7	6.4	0.7	4.2	27.0	100.0	

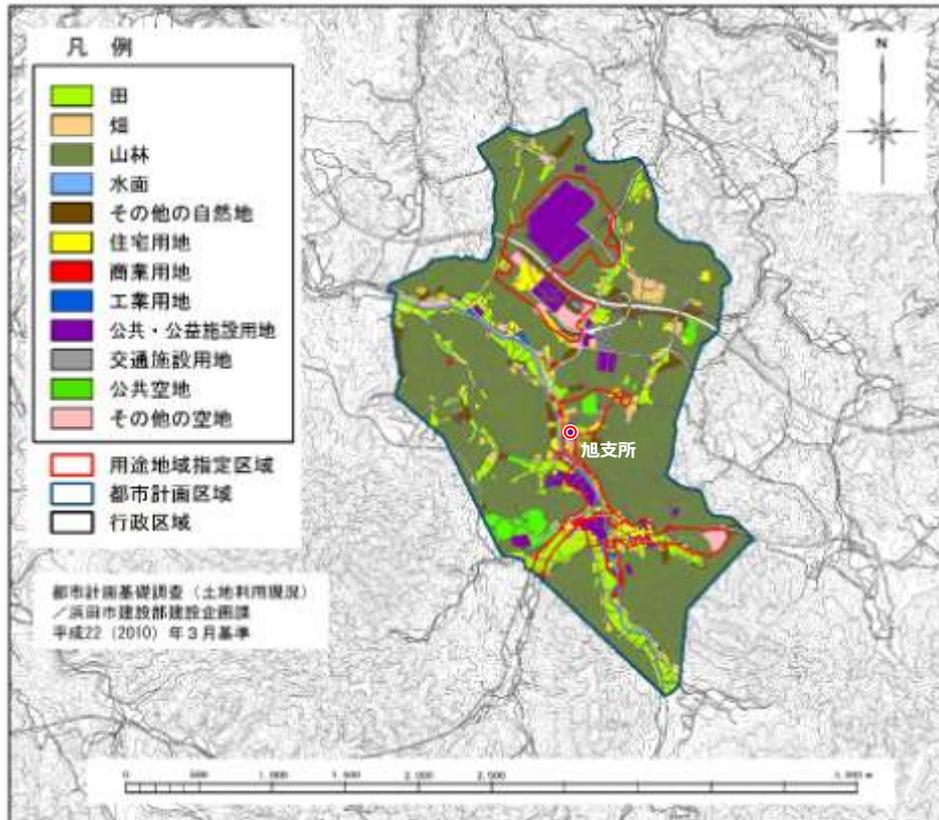
注：「浜田市都市計画区域計」合計欄の下段は、総面積に対する構成比（%）を示す

資料：浜田市都市計画基礎調査（平成22年9月・土地利用現況調査）

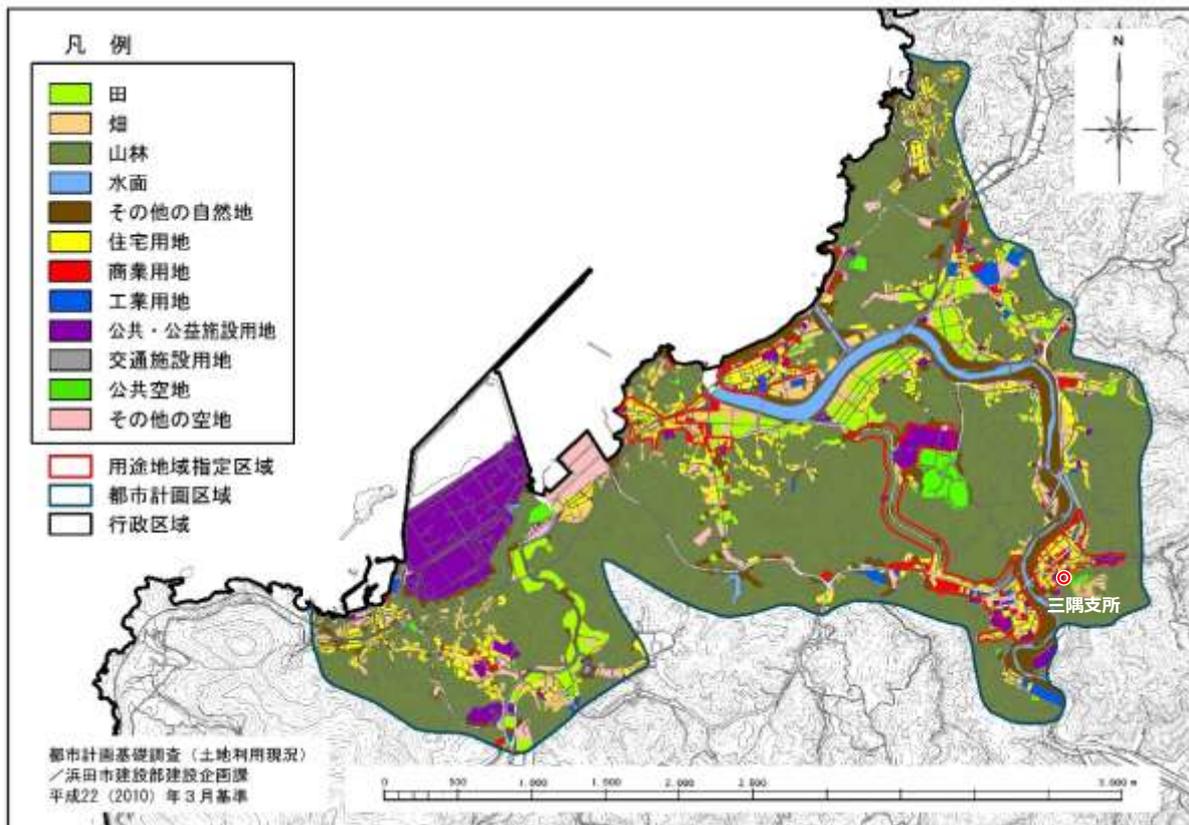
#### □ 土地利用現況図（浜田都市計画区域）



□ 土地利用現況図（旭都市計画区域）



□ 土地利用現況図（三隅都市計画区域）



## 2. 浜田市の緑の現況

### 2-1. 主な緑の要素

本市の「緑」には、大きく分けて「**保全系の緑**」と、「**創出系の緑**」があります。

「保全系の緑」は、自然あるいは近自然系の緑として、人が手を入れて保存・保全し、適切に修復・維持をしながら守られてきた緑で、本市域の多くを占める樹林・森林をはじめ、谷筋や平地部に広がる田園・農地、海浜、河川などがあります。

「創出系の緑」は、健康で文化的な生活を営む上で必要な公園・緑地をはじめ、道路の緑化、公共公益施設や民有地の緑化などがあります。

#### □ 保全系の緑【樹林・森林】

本市にはまとまった平野部がなく、市域の大半が中国山地に占められており、その中の広い範囲に樹林・森林が広がっています。山地とはいえ、南端部の広島県との県境付近の最高標高が約 1,000m に過ぎないため、森林の多くは暖地性の常緑広葉樹林であり、「ヤブツバキクラス域」と呼ばれる植生が主体です。

これらの森林は、本市の骨格的な緑のまとまりとして非常に大きな地位を占めており、都市景観を形成する重要な要素であるとともに、水源の涵養、動植物の生息域、山地災害防止など、多面的な機能も持ち、美しい自然環境に恵まれた本市の個性、魅力を引き出す大きな要素となっています。



市域に広がる常緑広葉樹林の例（ブナ）

#### □ 保全系の緑【田園・農地】

地形的な制約により、本市には平野部に広がるまとまった田園・農地はほとんど見られず、農地の大半は標高が比較的低い中国山地の中に散在する小盆地や谷筋に存在しています。

これらの農地は、その周囲の里山や河川・水路、農業集落などと一体となって田園風景を形成しており、樹林・森林と並んで本市の個性と魅力を創出しています。

田園・農地の中で、棚田百選にも選定された三隅町室谷の棚田をはじめ、金城、旭、三隅自治区などには伝統的な棚田が多く残されており、本市の文化風土を継承する優れた景観要素の一つです。



三隅町室谷の棚田

□ 保全系の緑【河川・水辺】

本市は、全体として南東部の中国山地から北西部の日本海に向かって緩やかに下るという地形であり、その高低差に沿って浜田川、周布川、下府川、三隅川など、多くの河川が日本海へと流れくだっています。

これらの河川は、周囲の樹林、田園、集落などと一体となった優れた水辺空間を形成しており、市街地にあっては市街地環境に潤いを与える貴重な要素でもあります。

また、本市は約25kmに渡って日本海に面しており、リアス式地形と海水浴場ともなる砂浜などからなる海岸は、石見畳ヶ浦、田ノ浦海岸などの景勝地も多く、多様な水辺環境の一環として、重要な地位を占めています。



石見畳ヶ浦

□ 創出系の緑【都市公園・緑地】

本市には、広域公園で市民のレクリエーション拠点となっている石見海浜公園をはじめとして、各自治区の拠点施設となっている城山公園、東公園、旭公園、三隅中央公園などの特色ある公園があり、スポーツ、レクリエーションの拠点として多くの市民に親しまれています。

また、それぞれの地域に身近な存在である多くの地区公園、近隣公園、街区公園などが整備されており、生活に密着した憩いの場として利用されています。

なお、本市には、都市計画決定された墓園、緩衝緑地、都市緑地、緑道などはありません。



ゆうひ公園（近隣公園）



東公園（運動公園）



城山公園（特殊公園）



どうどう公園（街区公園）

## □ 都市公園の種類と浜田市の公園

種類	種別	内容	浜田市の公園
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	どうどう公園 他 24公園
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	宝幢寺山公園 ゆうひ公園
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。	田の浦公園
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	三隅公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	東公園 三隅中央公園 旭公園
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	石見海浜公園
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。	—
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積が概ね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	—
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動物物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。	城山公園 長沢公園
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害等の状況に応じ配置する。	—
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。 (都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	—
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	—

資料：国土交通省資料を基に追記

## □ 創出系の緑【道路緑化・街路樹】

本市では、街路樹などの道路緑化はほとんど進んでおらず、県立大学～野原町付近の大規模開発に伴う幹線道路や東公園前の道路などに街路樹が整備されているほか、浜田バイパス東口、西口交差点付近や菅原団地入り口付近で若干の路側緑地が見られる程度です。

市内の最も主要な道路である国道9号では、ほぼ市内の全線に渡って中央分離帯は無く、中心市街地周辺を除けば歩道も一部しか整備されておらず、道路緑化は困難な状況にあります。

なお、道路敷ではないものの、道路沿いの緑地として、浜田自治区市役所南側の浜田川沿いの桜並木、旭自治区の旭IC～旭温泉の桜並木、弥栄自治区の野坂集落の桜並木などが市民に愛されています。



浜田川沿いの桜並木



県立大学付近の幹線道路

## □ 創出系の緑【公共・公益施設の緑】

本市を代表する公益施設である島根県立大学では、構内道路や駐車場周辺を中心に積極的な緑化が図られているほか、中心市街地に集中的に立地している市役所、法務局、家庭裁判所、検察庁、道の駅などの公益施設でも、道路に面して植栽帯を設けるなど、緑化への配慮が見られます。

また、多くの各小・中・高等学校では、運動場の周囲などを中心とした高木の列植が、まちに潤いを与えています。



家庭裁判所周辺

## □ 創出系の緑【民有地の緑】

古い歴史を持つ本市では、城山公園周辺の貴重な自然をはじめ、金城自治区の常磐山八幡宮、弥栄自治区の長安本郷八幡宮、三隅自治区の三隅大平桜など、多くの緑の名所が各地にあります。

また市街地内にも多数の社寺・仏閣が存在しており、その多くに豊かな社寺林が見られます。

一部の開発団地では、団地周囲の緩衝緑地の保全、斜面緑地の緑化などの工夫がなされています。



三隅大平桜

## 2-2. 緑の量

### 2-2-1. 緑被量の把握

ここでは、国が公表する「国土数値情報」を活用し、そのうち「田」・「その他の農用地」・「森林」・「河川地及び湖沼」4つの項目を「緑被地」として集計し、**本市の「緑被量」と「緑被率」の現況を把握**します。

本市の緑被量（緑被面積）と緑被率の現況（公表データの最新年度：平成21年度）は、下表のとおりであり、市域全体としては、「森林」が圧倒的に広い範囲（58,855ha）を占めており、市域（約69,066ha）の85.2%を占めています。

森林以外の緑被地を含めた「緑被地合計」面積は64,797haに達し、市域全体での緑被率は93.8%です。市域の広がりで見えた場合、本市は森林を中心とした「みどり」が豊富な、豊かな自然に恵まれた都市であると言えます。また、緑被地の中では、森林に次いで「田」が大きな面積を占めており、「その他の農地」と「河川地及び湖沼」は、あまり多くありません。

□ 浜田市の「緑被量」と「緑被率」の現況（平成21（2009）年）（単位:ha）

緑被分類	土地利用分類	用途地域		都市計画区域	都市計画区域外	市域全体
		指定区域内	指定区域外			
農地	田	46.5	279.2	325.7	4,170.2	4,495.9
	その他の農用地	28.2	160.5	188.7	703.4	892.1
樹林地	森林	352.1	4,526.8	4,879.0	53,975.5	58,854.5
水面・水辺	河川地及び湖沼	5.1	170.5	175.7	378.5	554.2
緑被地合計		432.0	5,137.0	5,569.0	59,227.7	64,796.7
区域総面積		1,509.7	6,171.3	7,681.0	61,385.0	69,066.0
緑被率（%）		28.6	83.2	72.5	96.5	93.8

※国土数値情報（国土交通省国土政策局国土情報課／土地利用細分メッシュ・平成21（2009）年度調査）を基に算出

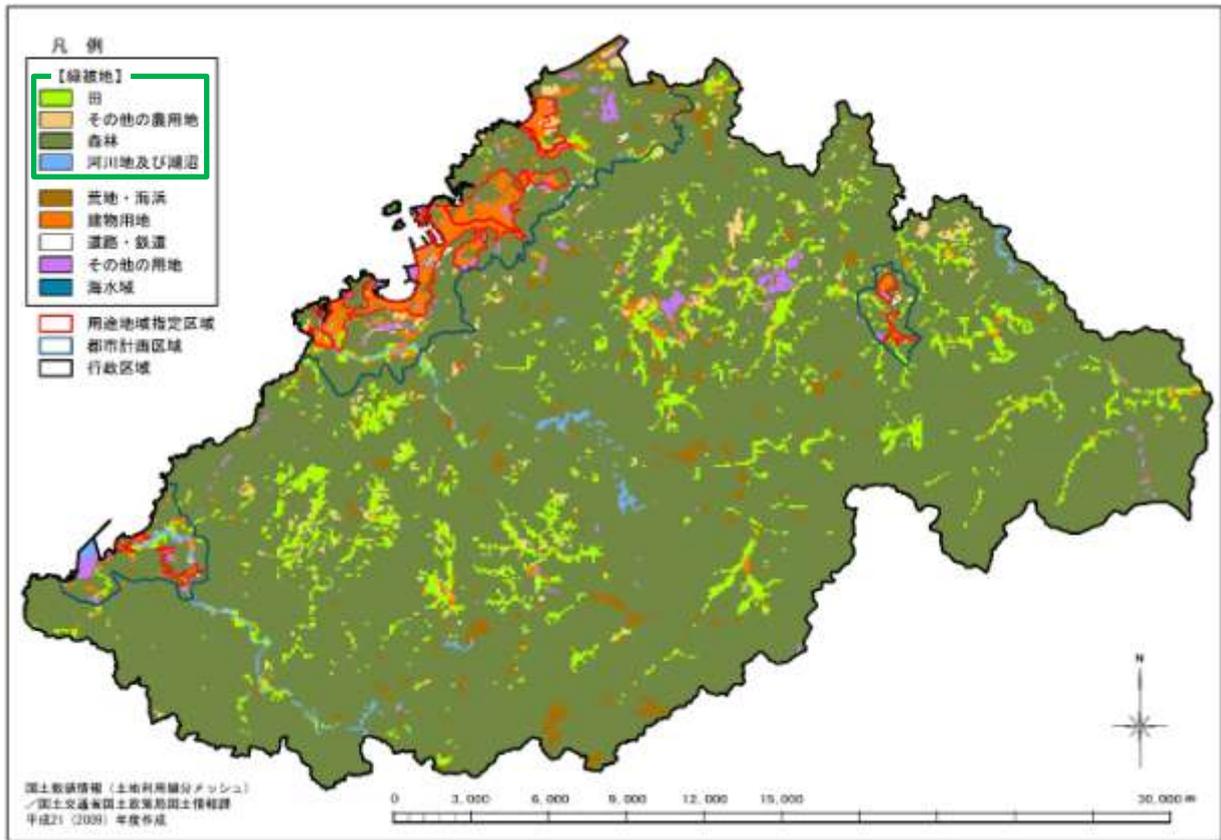
※区域面積は公称値を採用し、メッシュ面積を補正修正している。

**都市計画区域内（浜田、旭、三隅3都市計画区域の合計）の緑被量**を見ると、全体的な傾向は市全域の場合と同様、森林の比率が非常に高いのですが、緑被地以外の土地利用（建物用地、その他の空地など）の比率が比較的高いため、緑被率は**72.5%に留まっています**。

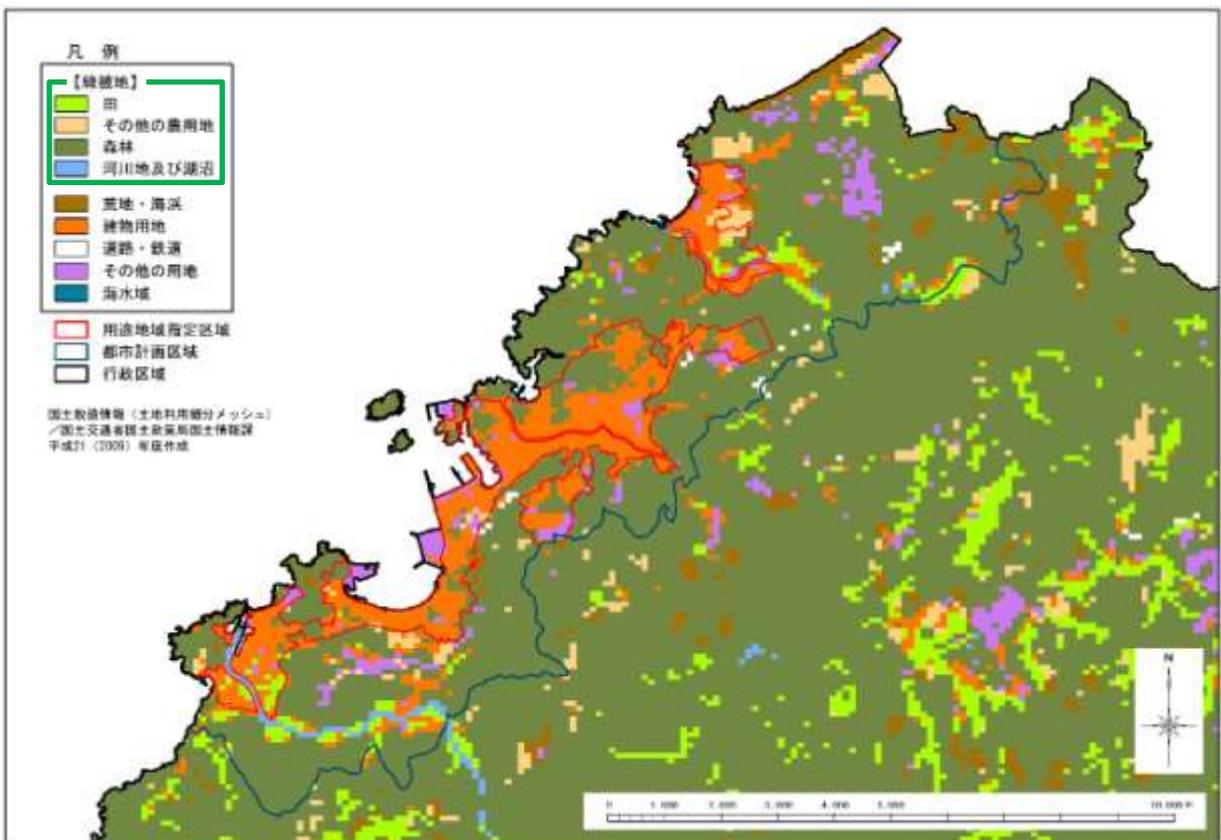
さらに、**用途地域指定区域**（3都市計画区域の合計）内においては、建物用地の比率が非常に高くなり、緑被率は**28.6%と3割以下**となっています。

都市計画区域内、用途地域指定区域内において緑被率が低下するという傾向は、市内3地区の都市計画区域のうち、**浜田都市計画区域においてより顕著**に見られます。本市の中心市街地を有する浜田都市計画区域において、都市化が進展していることを示すものと考えられます。

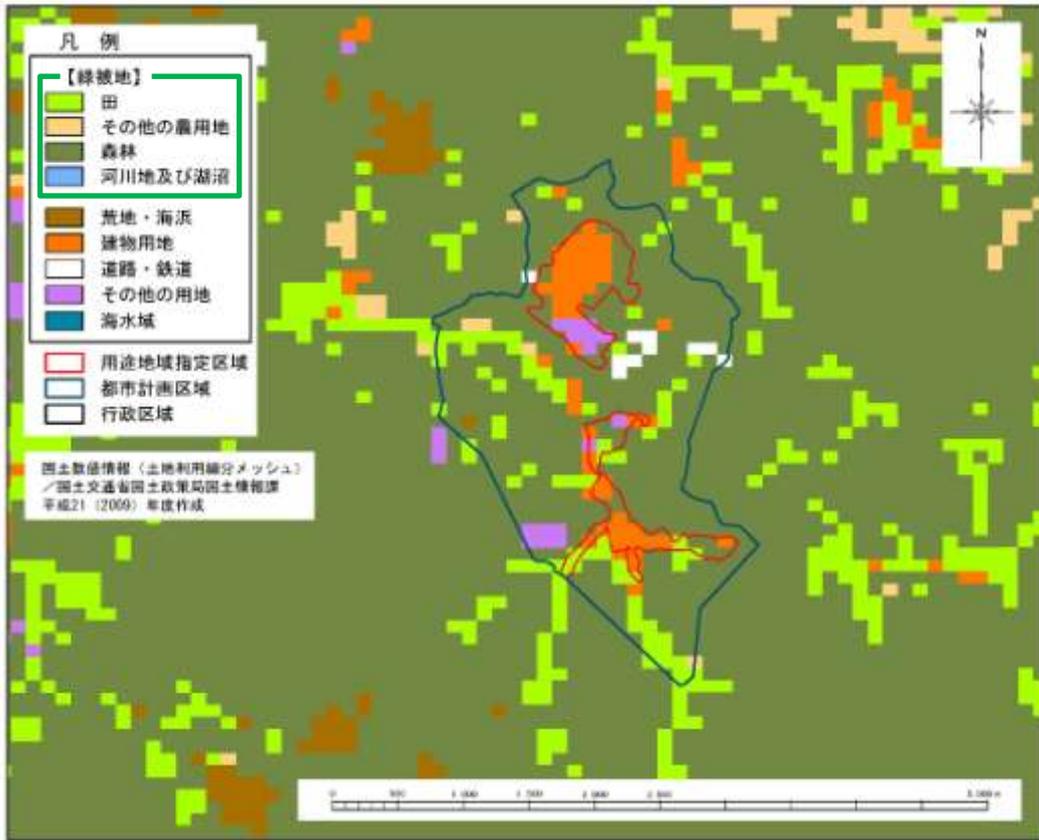
□ 緑被現況図（浜田市全域）（平成21（2009）年）



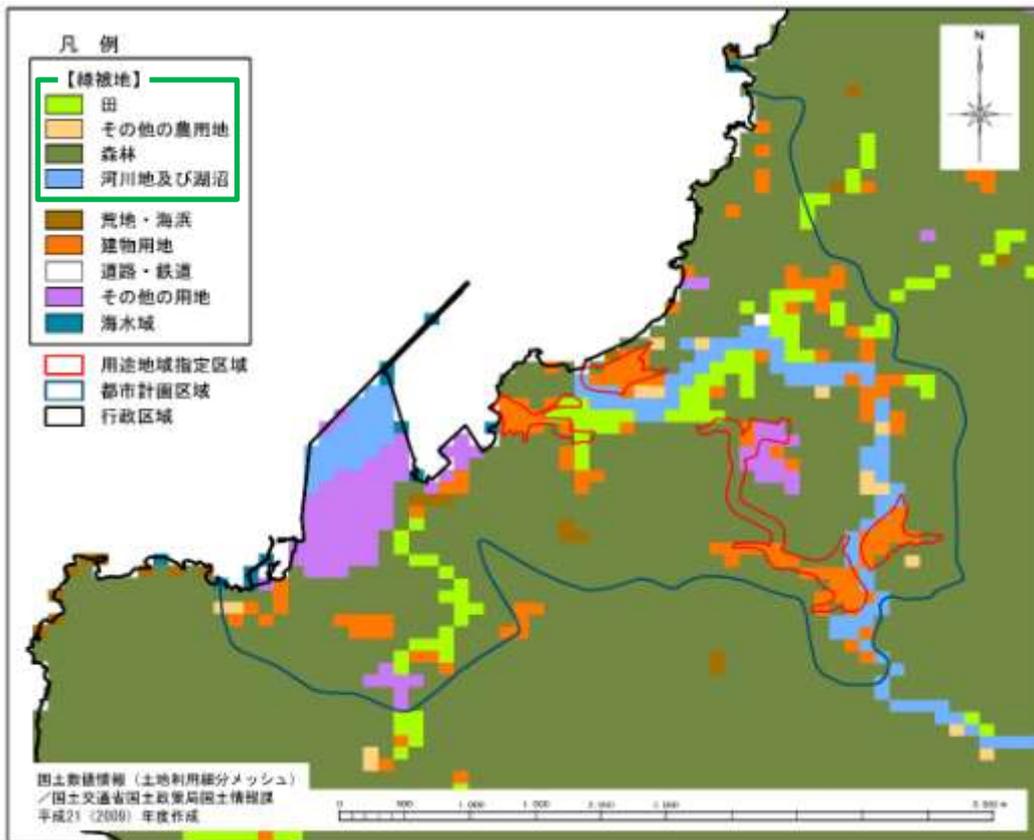
□ 緑被現況図（浜田都市計画区域）（平成21（2009）年）



□ 緑被現況図（旭都市計画区域）（平成21（2009）年）



□ 緑被現況図（三隅都市計画区域）（平成21（2009）年）



## 2-2-2. 緑被量の推移

平成3、9、21年度の3つの時点において、**緑被量と緑被率がどのように変化したか**を見ると、市域全体では下表のように整理されます。

### □ 浜田市の「緑被量」と「緑被率」の推移（平成3、平成9、平成21年の比較）（単位:ha）

緑被分類	土地利用分類	平成3年度	平成9年度		平成21年度	
		面積 (ha)	面積 (ha)	増減率 (%)	面積 (ha)	増減率 (%)
農地	田	5,620.1	5,800.8	3.2	4,495.9	-22.5
	その他の農用地	1,429.0	1,587.6	11.1	892.1	-43.8
樹林地	森林	58,769.1	58,358.9	-0.7	58,854.5	0.8
水面・水辺	河川地及び湖沼	419.7	449.3	7.1	554.2	23.3
緑被地合計		66,237.9	66,196.7	-0.1	64,796.7	-2.1
区域総面積		69,066.0	69,066.0	—	69,066.0	—
緑被率 (%)		95.9	95.8	—	93.8	—

※区域面積は公称値を採用し、メッシュ面積を補正修正している。

平成3年度と9年度の間（6年間）では、農地と水面・水辺はやや増加したものの、森林がやや減少した結果、緑被地の合計面積はわずかに減少しました。その後、**平成9年度から21年度まで（12年間）**の変化を見ると、森林はやや増加したものの、**農地、特に「その他の農用地」が大幅に減少したため、緑被地の合計面積は2.1%減少**しています。

全体として、平成3年度から9年度までの変化（各緑被要素の増減率）は緩やかであり、その後、平成21年度に向かって変化が激しくなっています。

以上のような緑被量の推移に伴い、平成9年度から21年度までの**12年間で、市全体で95.8%であった緑被率は、93.8%にまで低下**しています。

緑被率そのものは約94%となお高い水準にはあるものの、**緑被面積の減少、特に農地が大幅に減ってきている事実があり、緑の維持・保全を図るうえでの大きな課題**と考えられます。

平成9年度から21年度までの12年間の緑被率の変化を地域別に見ると、

- 浜田市全域 : 緑被率=95.8% → 93.8% (緑被面積増減率= -2.1%)
- 都市計画区域 : 緑被率=78.4% → 72.5% (緑被面積増減率= -7.5%)
- 用途地域指定区域 : 緑被率=40.7% → 28.6% (緑被面積増減率= -29.7%)

となっており、用途地域指定区域内での緑被面積の減少が際立っています。

#### □ 都市計画区域の「緑被量」と「緑被率」の推移 (平成3、平成9、平成21年の比較) (単位:ha)

緑被分類	土地利用分類	平成3年度	平成9年度		平成21年度	
		面積 (ha)	面積 (ha)	増減率 (%)	面積 (ha)	増減率 (%)
農地	田	645.6	680.0	5.3	325.7	-52.1
	その他の農用地	439.4	472.7	7.6	188.7	-60.1
樹林地	森林	4,802.8	4,708.1	-2.0	4,879.0	3.6
水面・水辺	河川地及び湖沼	161.3	162.3	0.6	175.7	8.2
緑被地合計		6,049.1	6,023.2	-0.4	5,569.0	-7.5
区域総面積		7,681.0	7,681.0	—	7,681.0	—
緑被率 (%)		78.8	78.4	—	72.5	—

※ 3都市計画区域の合計

※ 区域面積は公称値を採用し、メッシュ面積を補正修正している。

#### □ 用途地域指定区域の「緑被量」と「緑被率」の推移 (平成3、平成9、平成21年の比較) (単位:ha)

緑被分類	土地利用分類	平成3年度	平成9年度		平成21年度	
		面積 (ha)	面積 (ha)	増減率 (%)	面積 (ha)	増減率 (%)
農地	田	120.5	120.5	0.0	46.5	-61.4
	その他の農用地	57.0	64.1	12.5	28.2	-56.0
樹林地	森林	429.9	413.7	-3.8	352.1	-14.9
水面・水辺	河川地及び湖沼	16.6	16.6	0.0	5.1	-69.2
緑被地合計		624.1	614.9	-1.5	432.0	-29.7
区域総面積		1,509.7	1,509.7	—	1,509.7	—
緑被率 (%)		41.3	40.7	—	28.6	—

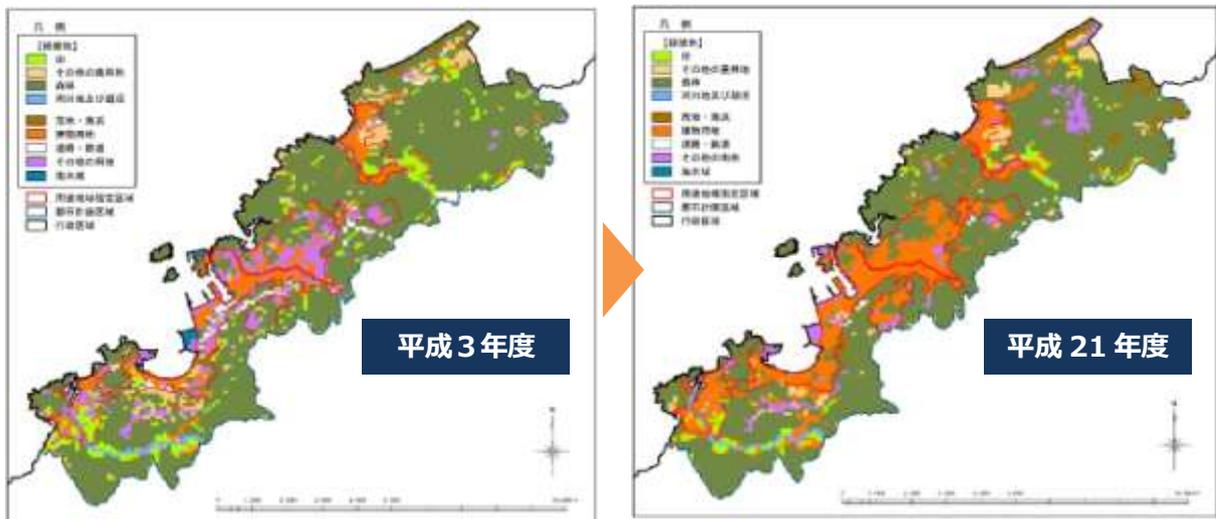
※ 3都市計画区域の合計

※ 区域面積は公称値を採用し、メッシュ面積を補正修正している。

【浜田都市計画区域の変化】

- ▶ 農地の減少と建物用地（＝市街地）の増加が目立ち、特に用途地域指定区域内でその傾向が顕著です。浜田川以北の丘陵地、島根県立大付近、南西部の長浜町～周布町の地域などで市街化が進んだ様子が読み取れます。
- ▶ 森林は、一部がその他の用地（ゴルフ場）に転換されていますが、全体的にはそれほど減少することなく、緑の主役としての地位を保っています。

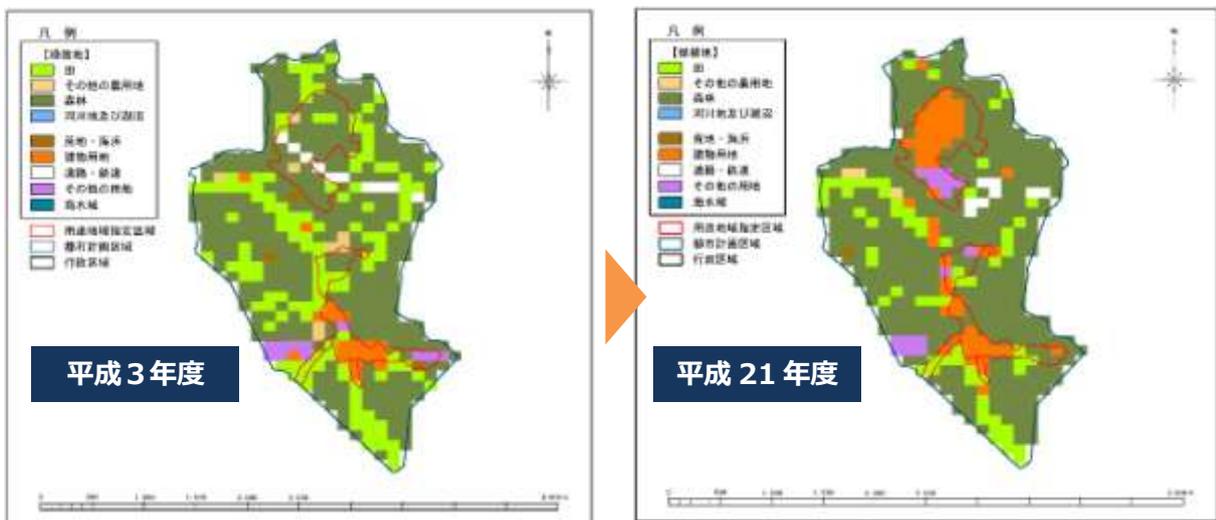
□ 緑被状況の変化（浜田都市計画区域）



【旭都市計画区域の変化】

- ▶ 農地が減少し、代わって建物用地（＝市街地）と森林が増加しています。浜田自動車道の北側、あさひ社会復帰促進センター付近での市街化が顕著です。
- ▶ 森林は、同センター付近では建物用地に転換されていますが、それ以外の地域では農地から森林への転換が多く見られ、全体としては増加傾向にあります。

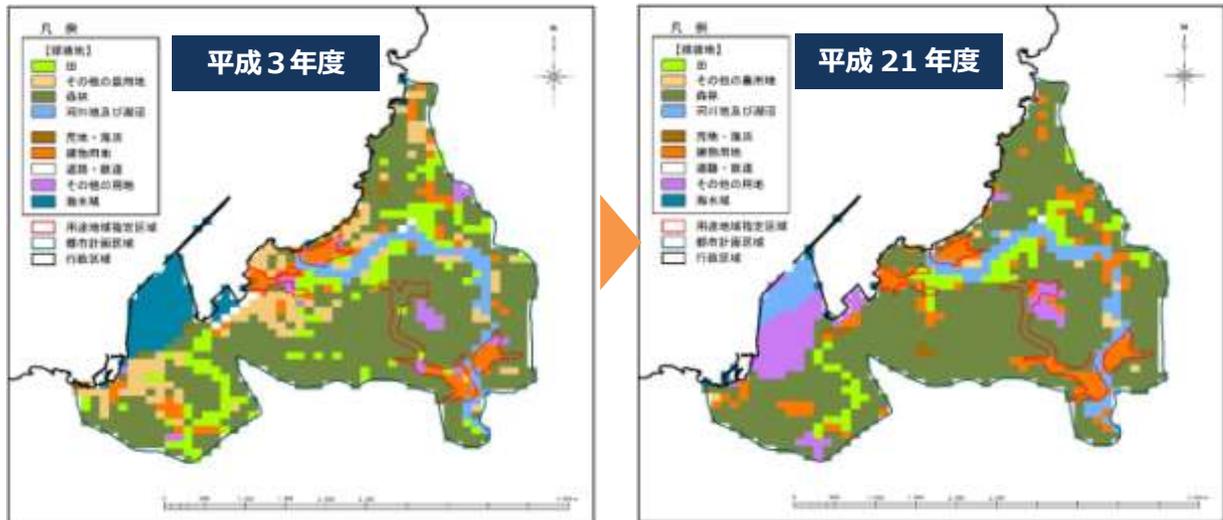
□ 緑被状況の変化（旭都市計画区域）



【三隅都市計画区域】

- ・農地の減少が著しく、特にその他の農用地（＝畑、果樹園など）は、ほとんど姿を消してしまいそうな状況です。これらの農用地は、一部で建物用地（＝市街地）に転換した部分もありますが、むしろ森林に置き換わる傾向が強く見られます。
- ・三隅港西側の火力発電所付近は、かつて海面であったところが埋め立てられて、土地利用が大きく変化した様子を読み取ることができます。
- ・農地は大きく減少したものの、森林や水面は増加しており、緑被面積はほぼ横ばいで推移しています。

□ 緑被状況の変化（三隅都市計画区域）



【参考】 緑被地の経年変化の把握と「国土数値情報」

「緑被地」の把握にあたっては、国土交通省が実施している「国土数値情報」を利用して緑被地を算定しました。

「国土数値情報」とは、地形、土地利用、公共施設、道路、鉄道等国土に関する地理的情報を数値化したもので、時系列的に整備されており、経年変化などの分析を行うことが可能です。本市の緑被地算定に使用したデータは、「土地利用細分メッシュデータ」といい、全国の土地利用の状況について、3次メッシュ1/10細分区画（100mメッシュ）ごとに各利用区分の面積を整備したものです。データは人口衛星画像の色調や地形図等を用いて行っており、直近では平成3年、平成9年、平成18年、平成21年に整備が実施されています。

国のデータ整備年度に左右される（目標年次と年度がずれる可能性がある）等の短所もありますが、国全体で整備されるデータを活用するため、効率的に緑被地を把握する手法といえます。同様の手法は、国の生物多様性に関する計画・調査等でも広く使用されており、土地利用や地域の緑・自然環境の経年変化分析に用いられています。



参考出典：国土交通省国土政策局国土情報課  
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

## 2-3. 都市公園等の状況

都市公園には、住区基幹公園、都市基幹公園などの市民に身近な公園から、運動公園、広域公園などの大規模なものまで、多くの種類があります。これらの都市公園は、日常の憩いやレクリエーションの場としてだけでなく、市街地環境の保全、良好な景観の形成、大規模災害への備えなど、多様な役割を果たしています。

本市では、3つの都市計画区域の合計で、37箇所、開設面積計199.71haの都市計画公園を計画決定しており、**都市計画区域の市民一人当たりの公園面積は45.14㎡/人**となっています。（平成27年3月現在）

この数字は、**島根県の平均値である約20㎡/人の2倍以上**であり、県内他都市の多くが20㎡/人未満に留まっているのと比較して、本市は都市公園に恵まれた状況にあります。

特に、**街区公園、近隣公園、地区公園を合わせた「住区基幹公園」**は、全部で26.81haであり一人当たり公園面積は**6.06㎡/人**で、**県下で最も高く、国の目標水準である4.0㎡/人を上回っています。**

一方、本市の都市公園全体では、**数字的には高い整備水準にあります**が、**大規模公園である「県立石見海浜公園」の存在が大きく影響しており、「身近な広場・公園」の水準として「住区基幹公園」と、運動公園等を含む「その他公園」のみの一人当たり公園面積は20.59㎡/人であり、より身近な公園などの配置に不十分な面が残されています。**

また、都市計画区域ごとの配置状況については偏在等の問題が見られることから、**今後、公園緑地の再配置、施設の再整備、維持管理の仕組みづくりなどを継続的に進めていく**とともに、身近な公園が不足している地域への緑の確保などを検討する必要があります。

さらに、「**浜田らしさ**」を支える**歴史的・文化的・自然的資源を活用した個性豊かで特色ある公園緑地の整備についても検討**する必要があります。

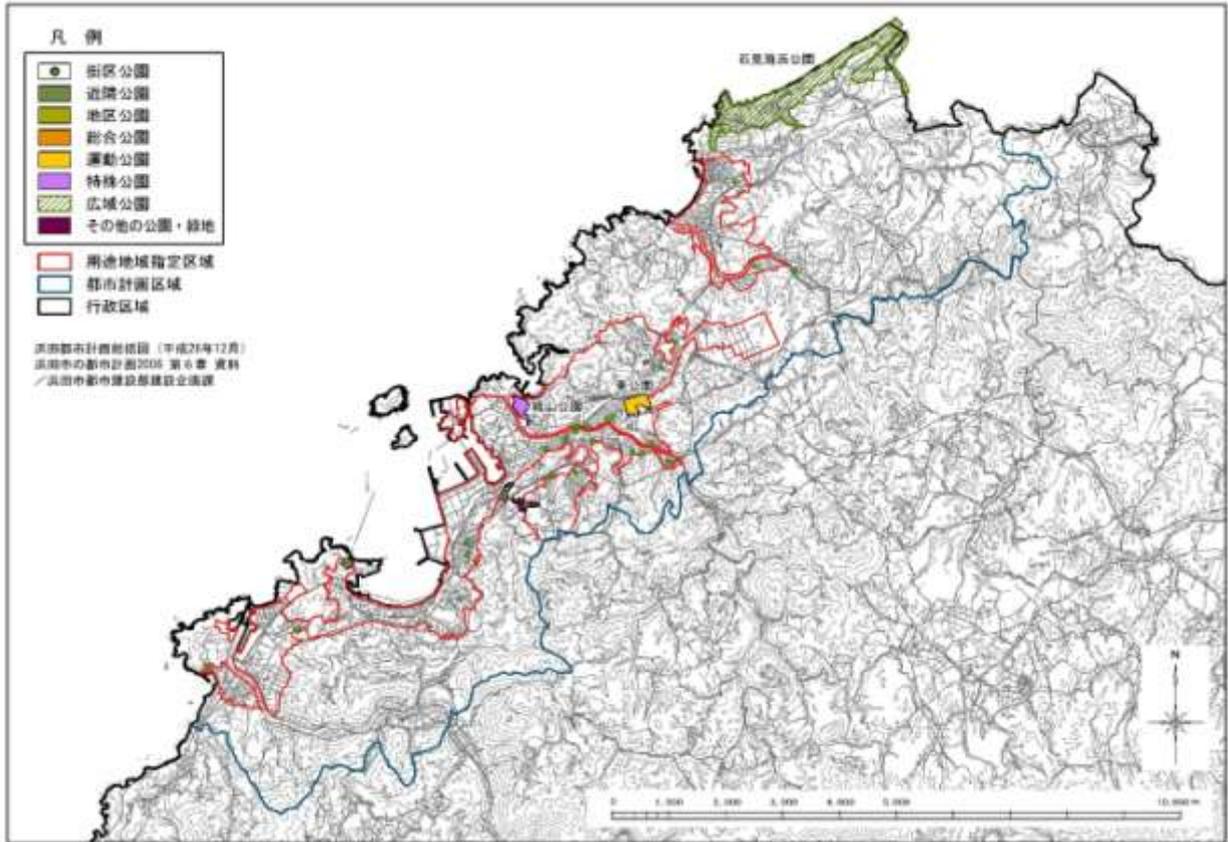
□ 都市計画区域の一人当たりの公園面積の比較 (㎡/人)



□ 都市公園の整備状況 (平成27年3月現在)

種類	種別	浜田都市計画区域		旭都市計画区域		三隅都市計画区域		浜田市合計	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	25	4.69	-	-	1	0.12	26	4.81
	近隣公園	2	5.00	-	-	-	-	2	5.00
	地区公園	1	10.70	-	-	1	6.30	2	17.00
<b>住区基幹公園 計</b>		<b>28</b>	<b>20.39</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>6.42</b>	<b>30</b>	<b>26.81</b>
都市基幹公園	総合公園	-	-	-	-	1	6.00	1	6.00
	運動公園	1	11.00	1	13.50	1	24.90	3	49.40
<b>都市基幹公園 計</b>		<b>1</b>	<b>11.00</b>	<b>1</b>	<b>13.50</b>	<b>2</b>	<b>30.90</b>	<b>4</b>	<b>55.40</b>
大規模公園	広域公園	1	108.60	-	-	-	-	1	108.60
	レクリエーション都市	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>大規模公園 計</b>		<b>1</b>	<b>108.60</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>108.60</b>
緩衝緑地等	特殊公園	2	8.90	-	-	-	-	2	8.90
	緩衝緑地	-	-	-	-	-	-	-	-
	都市緑地	-	-	-	-	-	-	-	-
	緑道	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>大規模公園 計</b>		<b>2</b>	<b>8.90</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>8.90</b>
<b>都市公園計</b>		<b>32</b>	<b>148.89</b>	<b>1</b>	<b>13.50</b>	<b>4</b>	<b>37.32</b>	<b>37</b>	<b>199.71</b>

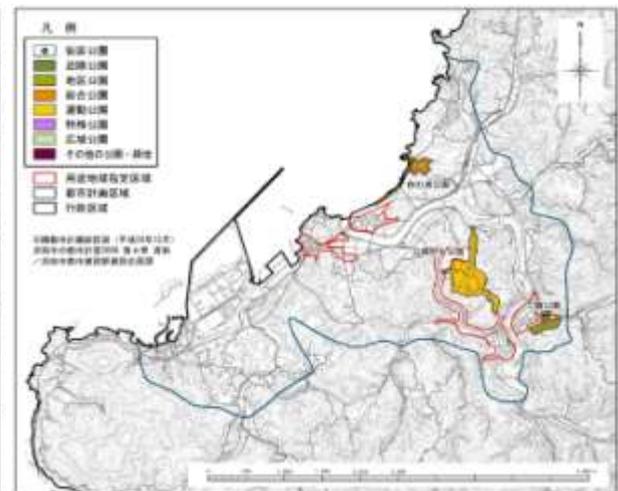
□ 都市公園現況図（浜田都市計画区域）



□ 都市公園現況図（旭都市計画区域）



□ 都市公園現況図（三隅都市計画区域）



## 2-4. 森林・農地等の状況

### 2-4-1. 樹林・森林

樹林・森林は、多様な生物の生息域として重要であるとともに、都市景観の重要な要素、水源の涵養、山地災害の防止など、多面的な公益的機能を備えており、適切な維持・保全は本市の重要な課題となっています。

市域の約85%を占める森林のうち、一部は保安林に指定されており、森林機能の保全を図るために開発等の行為は厳しく規制されています。しかし、森林の大部分は保安林指定の無い民有林であり、森林機能の保全が充分には確保できない恐れがあります。

一方、市域南部の広島県との県境に沿った地域は、「西中国山地国定公園」に含まれており、自然公園法に基づく特別地域が指定され、各種の規制が掛けられています。また、本市海岸部のうち、東の姉ヶ浜から西の瀬戸ヶ島に至る一連の海岸部と、その地先の島々を含む範囲が「浜田海岸県立自然公園」に含まれ、この地域でも国定公園に準じる保全のための規制が加えられています。

### 2-4-2. 田園・農地

農地は、単に食料を生産する機能だけではなく、災害からの土地の保全、良好な水環境の保全、多様な生物の生息域など、多様で多面的な各種の機能を持っています。

中山間地域に位置する本市は、地形的な条件から、まとまった規模の農地は少なく、山間傾斜地や河川沿いの狭小な農地が多いという条件に加えて、**農家人口の減少と高齢化の進展による労働力の減少や後継者の確保難などにより、農地の遊休化が進んでいます。**

浜田農業振興地域整備計画によれば、本市の農業振興地域は52,473haと市域の約76%を占めていますが、そのうち「農用地」は3,651haにとどまっており、しかも**減少傾向が続いています。**

このような状況に対して、優良な耕作条件の農地の確保、農地の利用集積と土地の有効利用、農業担い手の育成など、適切な維持保全と活用に努めることが求められています。

#### □ 農業振興地域の土地利用状況

(単位:ha)

区分地区名	農業振興地域	農用地			農業用 施設用地	森林原野	その他
		農地	採草放牧地	計			
浜田地区	14,109	1,106	17	1,123	0	9,890	3,096
金城地区	10,930	685	95	780	2	8,459	1,689
旭地区	8,449	511	3	514	3	6,370	1,562
弥栄地区	6,480	428	23	451	6	5,081	942
三隅地区	12,808	411	3	414	2	8,725	3,667
浜田市計	52,473	3,510	141	3,651	13	38,506	10,303

資料：浜田農業振興地域整備計画書（平成19年10月）

### 2-4-3. 地域制緑地の状況

森林と農地は本市における「保全系の緑」として重要な地位を占めていますが、これらの資源が将来に渡って維持・保全されるという保証はなく、現に農地については農業振興地域整備計画の農用地データによっても、緑被面積調査の結果を見ても、急速に減少しつつあります。

このような保全系の緑に対しては、「農地法」、「森林法」、「自然環境保全法」、「自然公園法」など、多くの法律等によって、無秩序な開発等を規制するルールが作られており、これらのルールによって保全が図られている緑を「地域制緑地」と呼んでいます。

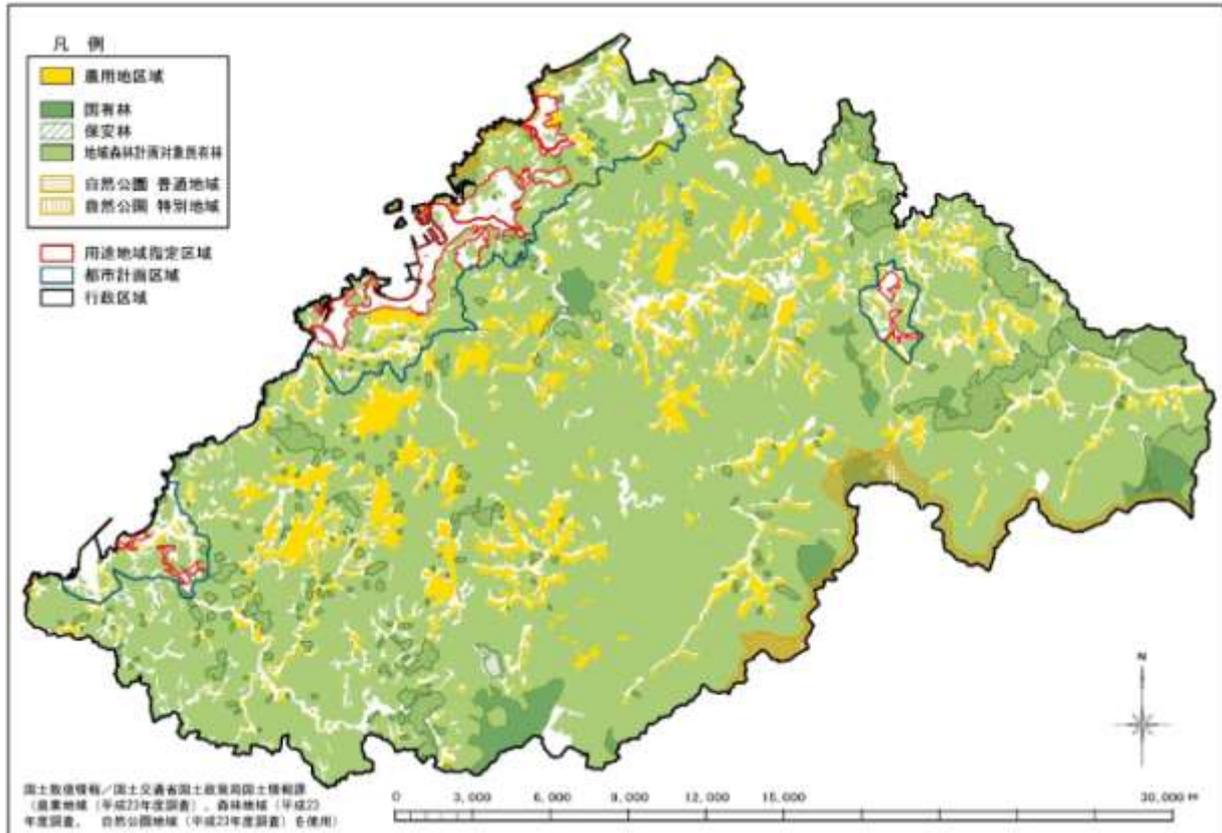
本市域に関係する主な規制としては、

- 農用地（農地法） ■ 国有林、保安林、地域森林計画対象民有林（以上、森林法）
  - 自然公園普通地域・特別地域（自然公園法） ■ 自然環境保全地域（自然環境保全法）
- などがあります。

これらのうち、自然公園は国の天然記念物の指定を受けている石見畳ヶ浦を中心に東は久代町姉ヶ浜から、西は瀬戸ヶ島におよぶ「浜田海岸県立自然公園」、市域南東端の広島県との境界沿いに「西中国山地国定公園」が指定されています。

また、自然環境保全地域は、島根県条例に基づいて、三隅町の大島、観音崎一带に「三隅海岸自然環境保全地域」が指定されており、貴重な暖地性植物群落や豊富な鳥類の保護が図られています。

#### □ 地域制緑地現況図



## 2-5. 水辺等の状況

### 2-5-1. 河川・湖沼

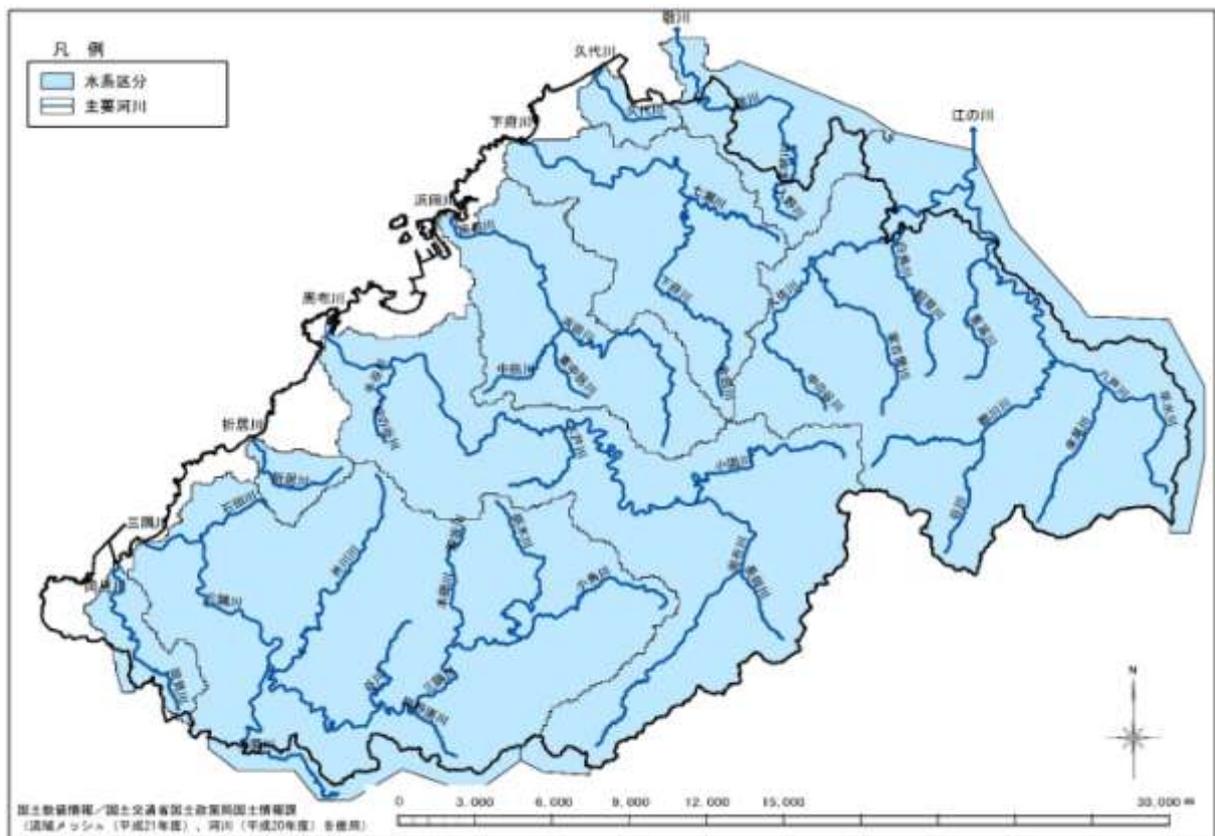
本市の河川は、南東部の中国山地に水源を発して、北西に向かって流れ、日本海に注ぐという大きな流れの中にありますが、北東部の旭自治区の大半の地域は、北に流れて江津市域に入り、江の川に合流して日本海に注いでおり、江の川水系に属します。

江の川水系以外の主な水系としては、敬川水系、久代川水系、下府川水系、浜田川水系、周布川水系、折居川水系、三隅川水系、岡見川水系などがあります。

市内の河川には、周布川の大長見ダム（紅葉湖）、周布川ダム、浜田川の浜田ダム（桜湖）、三隅川の木都賀ダム、御部ダム（みやび湖）、八戸川（江の川水系）の八戸ダム（桜井湖）などのダム及びダム湖がいくつかあり、**河川災害の防止を図るとともに、自然湖沼が少ない本市の貴重な河川景観となっています。**

浜田川のさらなる治水安全性確保のため、平成 28 年に「第2 浜田ダム」が完成し、運用開始されています。また、浜田川、周布川、三隅川、下府川などの下流部は、中心市街地内を貫流しており、河川沿いの緑地や桜並木と合わせて、市街地における潤いと景観の大切な要素となっています。

#### □ 浜田市水系図



## 2-5-2. 海岸・港湾

本市は日本海に面して、50km以上に及ぶ海岸を有しており、漁業が主要な産業であることもあって、多くの市民にとって海は常に身近な存在です。本市の海岸は、リアス地形と砂浜が美しい自然海岸と、漁港や貿易港として本市の産業を支えている臨海港湾部とに分けることができます。

自然海岸には多くの景勝地があり、石見畳ヶ浦や国府海岸などの浜田海岸県立自然公園、三隅の田ノ浦海岸、観音崎などが特に有名です。砂浜の多くは海水浴場となっており、姉ヶ浜、鯨ヶ浜、国府、生湯、折居、田ノ浦、松原などの海水浴場が多くの市民に親しまれています。

自然海岸の一部は、県立自然公園や県条例に基づく自然環境保全地域に指定されており、無秩序な開発の抑制、現状景観の保全、貴重な動植物の保護などの維持・保全が図られていますが、今後も市民が水辺と触れあえる空間としての利活用と調和しながら、適切に保全を図る必要があります。

本市の臨海港湾部は、巨大な埋め立て等を行われておらず、市民が海に近づくことを妨げるような閉鎖的な土地利用はほとんど見られません。港湾部の中でも浜田漁港は、日本海側有数の水揚げを誇るとともに、停泊する漁船、漁り火、石積みの防波堤などが織りなす漁村風景が、独特の景観を見せています。

また一方では、浜田水産加工団地の賑わいや、美しい構造美を見せるマリン大橋などが、新しい港湾景観を生み出しており、漁港景観とも調和した魅力を創出しています。



浜田漁港とマリン大橋



折居海岸



三隅 高城山からの眺望

## 2-6. その他緑化と取組みの状況

### 2-6-1. 街路樹・並木

街路樹（高木）が整備されている路線としては、県立大学～野原町付近の大規模開発に伴う幹線道路が挙げられます。また、浜田水産加工団地内の道路は、**比較的幅員が広い道路が多く、中央分離帯や歩道端の植栽帯に低木や芝類の植栽が見られます。**



水産加工団地内の沿道緑化

浜田バイパス東口、西口交差点付近や菅原団地入り口付近などでは、道路整備の際の残地などに路側緑地が整備されています。

中心市街地の栄町では、3方を道路に囲まれた街園が整備され、まちなかの**緑のスポット**として、**また市民が気軽に休める憩いの場として利用**されています。



まちなかの緑のスポット（栄町）

### 2-6-2. 公共・公益施設の緑化

市街地に位置する**島根県立大学浜田キャンパス**やその周辺に代表されるように、多くの人々が利用する公共・公益施設では、潤いある美しい緑が形成されており、他の公共・公益施設のモデル的存在となっています。



島根県立大学浜田キャンパス

また、**島根県緑化推進委員会による「緑の募金公募事業」**には、浜田市から毎年3～7団体の申請が採択され、交付金を利用した環境緑化事業（公園、公民館、学校等公共施設の緑化）をはじめ、森林整備事業、国際緑化協力事業などが行われており、公共・公益施設の緑化の推進に役立っています。



緑の募金公募事業によるツツジの植栽  
（県立浜田高等学校）

### 2-6-3. 民間施設・民有地の緑化

本市では、民有地での緑化を進めるために、市街地の緑豊かな環境づくりを推進することにより、安らぎと潤いがあり自然と共生する快適な生活環境づくりや、魅力ある都市空間の広がるまちづくりを目指して、平成17年に「**浜田市緑と花の沿道推進事業**」を創設し、公道に面する敷地部分において、ブロック塀の撤去、生垣や花壇の整備などを行う場合に補助金を交付する事業を進めています。



補助の対象となる敷地は、用途地域指定区域内で幅員1.8m以上の公道に面するか、あるいは事業の目的に沿った建築協定が締結されている敷地に限定されています。

現在、補助対象となる建築協定の締結区域は、浜田自治区の野原町地区、金城自治区の金城町下来原地区の2箇所あります。これら補助対象となる地域において、**この事業が積極的に活用され、民有地における緑化が進められることが期待されます。**



緑と花の沿道推進事業のイメージ

### 2-6-4. 緑化に関する市民参加活動

本市では、**緑の育成に関わるさまざまな市民参加活動**が行われており、今後もこれらの活動の大切さを市民が共有し、さらに活動が広がり、深まっていくことが期待されます。

#### □ しまね社会貢献基金登録団体

県民や企業からの寄付金と県の拠出金を原資に、平成21年に島根県が創設し、運営を行っている基金で、**現在浜田市内には基金登録団体が6団体あります。**

そのうちの1団体は、地域の特性を活かした特色のあるまちづくりを目指しており、**浜田川河川敷の定期的な草刈りなど、環境美化活動**を行っており、平成25年度には2件の事業が支援事業に採択されました。



自立できるふるさとを創造する会による植栽活動

□ **ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護活動支援制度）**

島根県が管理する道路・河川・海岸・都市公園・砂防の各施設におけるボランティア（美化・清掃・草刈り）活動を支援し、公共土木施設環境の保全及び愛護ボランティア活動の輪を広げようとする制度です。

愛護団体として認定を受けた団体に対し、その活動内容に応じて交付金助成や材料費の実費助成を行い、愛護活動に貢献のあった個人または団体の知事表彰も行っています。

現在、本市内には、道路愛護団体が71団体、河川愛護団体が63団体（7,429人）、海岸愛護団体が1団体（315人）あり、それぞれの分野、それぞれの対象施設において、除草、清掃、緑化、剪定、ゴミ拾い、カーブミラー清掃、などの活動を展開しています。



ハートフルしまね支援制度による活動の様子

□ **浜田市アダプトプログラム**

本市では、公園や広場など公共の場所の美化や環境保全のため、団体やグループなどに、ボランティアとして清掃活動などで管理していただく制度「アダプトプログラム」を実施しています。

アダプトプログラムでは、市民や企業などによって道路や公園などの公共の場所を「子どもの面倒をみる」ように清掃・美化する活動としてゴミの収集、除草・植花などの美化活動などを行っています。

平成25年11月現在、28の団体が活動団体に登録され、それぞれの活動区域で、まちの清掃・美化活動に取り組んでいます。



浜田市アダプトプログラムによる活動の様子

### 3. 緑に関する市民の意向

#### 3-1. 「緑」に関する市民の意識やニーズ（市民アンケート結果より）

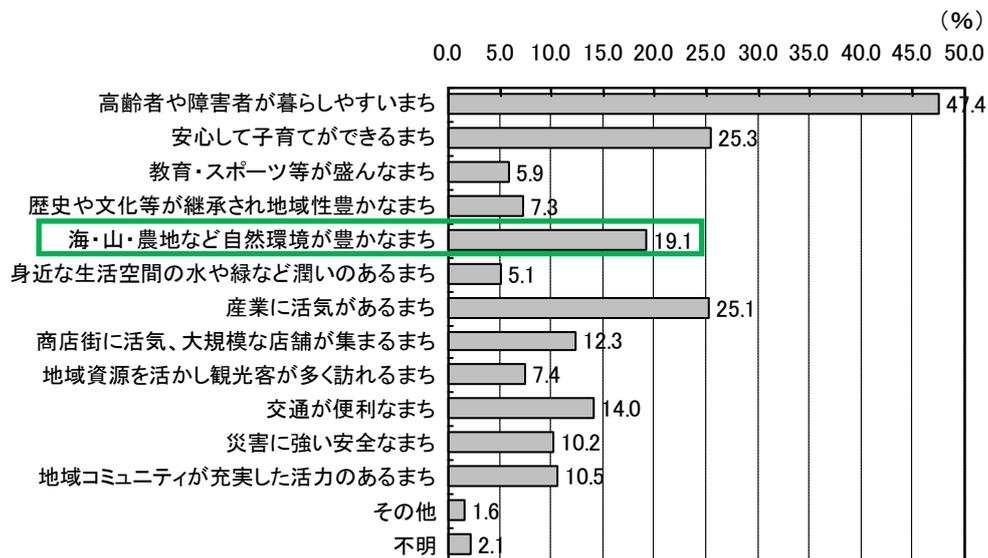
平成22年5月に、浜田市在住の20歳以上の市民の中から無作為抽出した3,000人を対象に、浜田市の国土利用や都市計画等に関する市民アンケート調査を実施しました。

その集計結果から、主として「緑」に関わる設問項目を抽出し、「緑」に関する市民の意識やニーズを把握しました。

【市民アンケート】 配布数：3,000 回収数：1,468 回収率：48.9%

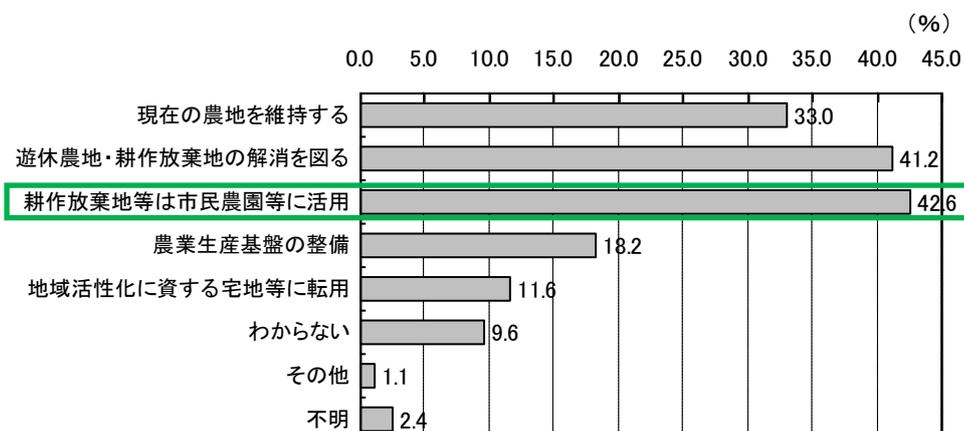
#### □ まちの将来像について

- ・「高齢者や障がい者が暮らしやすいまち」、「安心して子育てができるまち」、「地域特性を活かした産業に活気があるまち」に次いで、「海・山・農地など自然環境がゆたかなまち」が4位であげられています。



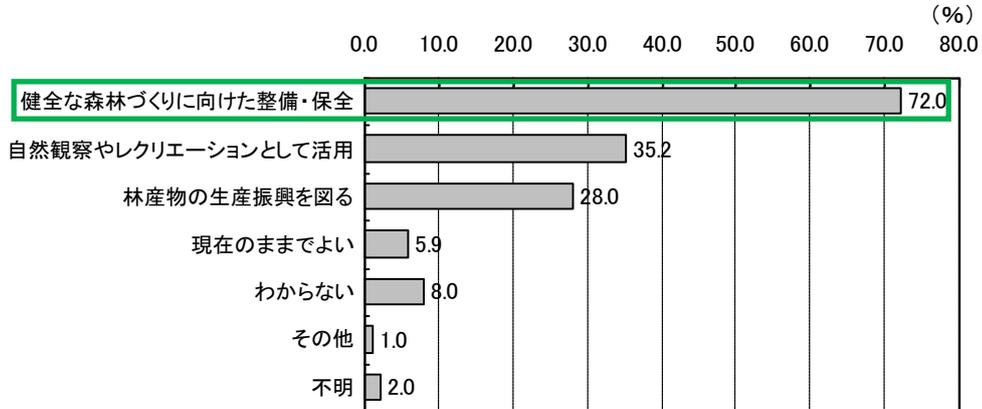
#### □ 今後の農地について

- ・今後の農地については、「優良農地は保全し、耕作放棄地等は市民農園等に活用」が最も多く、次いで「遊休農地・耕作放棄地の解消を図る」、「現在の農地を維持する」の順となっています。



□ 今後の山林・森林について

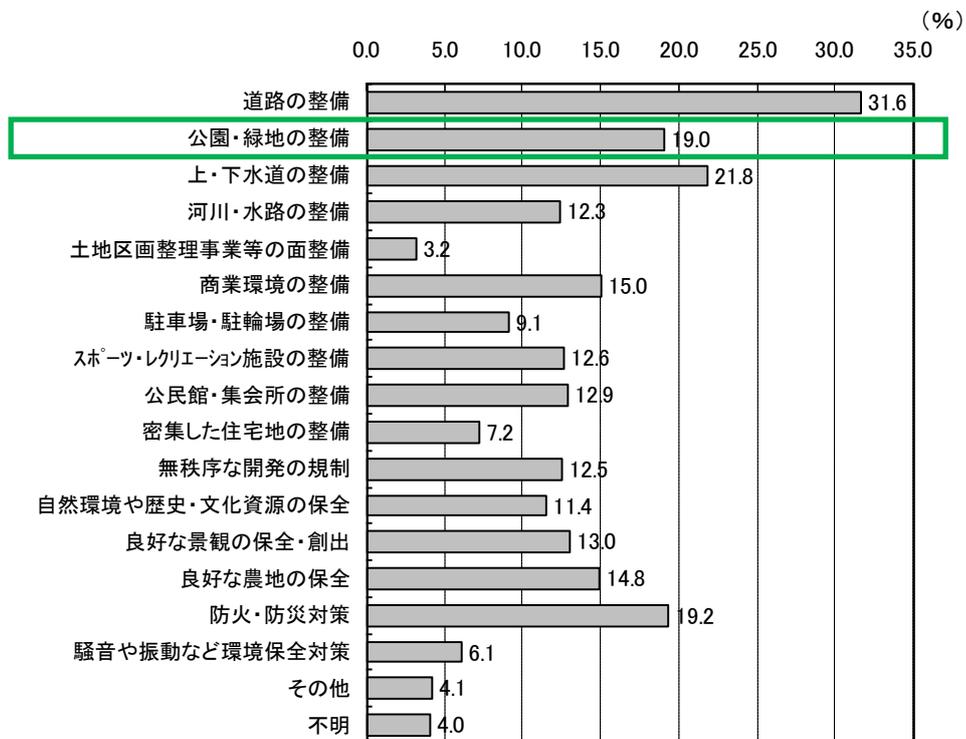
・今後の山林・森林については、「災害防止や水源地、生育の場として、健全な森林づくりに向けた整備・保全を進める」が圧倒的に高い率であげられています。



□ 都市施設の整備について

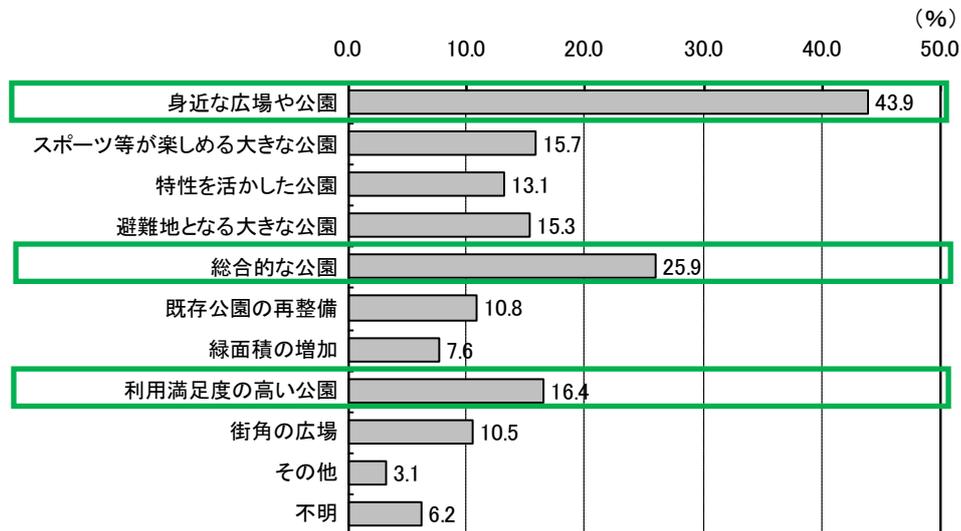
・都市施設の整備については、「道路の整備」が最も多く、次いで、「上・下水道の整備」、「防火・防災対策」、「公園・緑地の整備」の順にあげられています。（第4位）

また、「良好な農地の保全」や「良好な景観の保全・創出」、「無秩序な開発の規制」、「自然環境や歴史・文化資源の保全」なども、かなり高い比率であげられています。



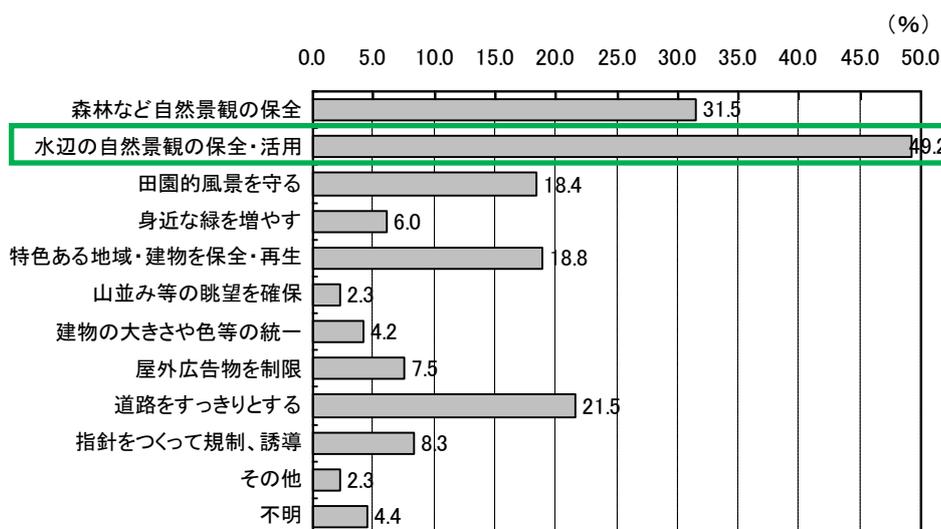
□ 公園・緑地等の整備について

- ▶ 公園・緑地等の整備については、「日常の憩いのための身近な広場や公園の整備」が最も多く、次いで、「多目的に利用できる総合的な公園の整備」が多くあげられています。
- ▶ また、第3位には、「地区住民との協働による利用満足度の高い公園の整備」があげられており、モノを作るだけでなく、公園を作る過程や利用のされ方などへの関心も高いことがうかがえます。



□ 景観について

- ▶ 自然環境や美しい街並みの景観をまもり、つくりだすために重要な取り組みとしては、「海岸線や河川などの水辺の自然景観を保全・活用する」と「森林や丘陵地等の自然景観を保全する」が高い比率であげられています。一方、「身近な緑を増やす」という回答は8位にとどまっています。
- ▶ 自治区別では、金城・旭・弥栄の各自治区で、「田園的風景を守る」が高い比率となっています。



### 3-2. 市民意向から見た緑に関わる課題

市民アンケートの結果から導かれる、市民意向を踏まえた「緑」に関わる課題として、以下の点をあげることができます。

#### 「森林」と「農地」の適切な維持・保全及び活用が必要

- 本市の緑の大部分を占めている「森林」と「農地」について、いずれも適切な維持・保全及び活用すべきだという意識が非常に高いと言えます。安易な開発等によってこれらの緑が失われることがないよう、各種規制を適正に適用・運用して緑を保全し、それらを市民が容易に活用できる環境を整備する必要があります。

#### 「自然環境」、「身近な生活空間の潤い」に対する市民意識の醸成が必要

- 本市の全体像、将来像については、福祉、子育て、産業（雇用）など、日常生活に密着した項目が優先されており、緑の根幹である自然環境や、身近な生活空間の潤いなどはそれほど強く意識されていません。豊かな自然環境や身近な生活空間の潤いは、低炭素社会と持続可能な都市環境の形成に不可欠であり、すべての都市活動の根幹にあるという意識を醸成していく努力が必要と考えられます。

#### 「身近な広場・公園」や「利用満足度の高い公園」など多様なニーズに対応できる公園づくりが必要

- 創出系の緑の中心である都市公園については、整備を望む声はかなり高い比率であげられており、特に「日常憩いのための身近な広場や公園」が強く望まれています。都市公園全体では、本市の公園整備は比較的進んでいますが、身近な「住区基幹公園」や運動公園等の「都市基幹公園」についてはまだまだ不足しており、地域的な偏在も見られるため、身近な公園等を充実させることが求められます。
- また、今後の公園の整備にあたっては、「地区住民との協働による利用満足度の高い公園の整備」が強く求められており、利用者の多様なニーズに対応できる公園づくりの仕組みが必要です。

#### 緑のまちづくりに向けた「市民と行政との協働」が円滑に進むための素地づくりが必要

- 浜田市の将来像に関して、「身近な生活空間の水や緑など潤いのあるまち」という回答が 5.1%で最下位、今後の景観づくりに関して、「身近な緑を増やす」という回答が 6.0%と下から3番目、という結果を見ると、もっと各個人が主体的に「自分が手近にできることから環境を良くしていく」という意識の浸透が必要と考えられます。そのような意識が高まることで、今後のまちづくり、緑づくりにあたって「市民と行政との協働」が円滑に進むための素地が培われることが期待できます。

## 4. 緑の保全・創出に向けた評価と課題

### 4-1. 緑の役割から見た評価

緑は人に潤いとやすらぎを与えるだけでなく、日々の生活環境に関わる様々な機能・役割を担っています。

ここでは、それら緑の機能・役割ごとに、本市の置かれている状況を【評価すべき点】及び【問題点】に整理して以下に示します。

なお、機能・役割は、1. 環境保全機能、2. レクリエーション機能、3. 防災機能、4. 景観形成機能、の4種類に区分しています。

#### □ 環境保全機能から見た評価と問題点

##### 【評価すべき点】

- 市域の85%を占め、本市の緑の骨格をなす森林
- 豊かな森林と田園・農地等による、地球温暖化の防止効果
- 人と自然の共生空間である田園・農地・集落・里山
- 多様な生物相と景観を見せる自然海岸
- 市域を流れる多くの河川等の水辺空間
- 森林、農地、海浜と河川の水辺などを総合しての生物多様性を守る環境
- 市街地内に残された樹林地、社寺林

##### 【問題点】

- 地域制緑地（自然環境）の維持・保全
- 歯止めが掛からない農地の減少
- 人口減少と高齢化に伴う集落や里山の衰退、荒廃

#### □ レクリエーション機能から見た評価と問題点

##### 【評価すべき点】

- 総合レクリエーション拠点である石見海浜公園（広域公園）
- 4自治区に整備されている運動公園（スポーツの拠点）
- 身近な遊びと憩いの場として活用されている住区基幹公園・街区公園
- 城山公園など、歴史資源を活かした交流・レクリエーション拠点

##### 【問題点】

- 多くの住区基幹公園、運動公園で進む施設の劣化・老朽化、特に「東公園」の老朽化・地盤沈下
- 城山公園の未活用と歴史・文化・自然資源を活かした観光・レクリエーション拠点としての充実・活用
- 身近な憩いとレクリエーションの場である街区公園の充実

## □ 防災機能から見た評価と問題点

### 【評価すべき点】

- 自然災害、特に山地災害を防止する山林
- 市街地での広域的な防災機能（広域避難場所）を有する規模の大きな公園
- 市街地での防災に役立つ身近な公園、社寺や公益施設の植栽、緑化
- 密集市街地での一時的避難地となる身近な公園、広場
- 延焼を防止する市街地内河川と河川沿い緑地

### 【問題点】

- 市街地での広域的な避難場所、防災拠点となる公園のさらなる充実
- 防災倉庫、備蓄倉庫など公園における防災機能の充実
- 身近な一時的避難地となる公園やスペースのさらなる充実

## □ 景観形成機能から見た評価と問題点

### 【評価すべき点】

- 市域全体の背景を形成する、中国山地に連なる山々の緑のスクリーンや眺望の広がり
- 多くの河川、溪谷が作る山々や市街地の街並みと調和した水辺の景観
- リアス式海岸と砂浜による変化に富んだ美しい海岸線と日本海の眺望
- 農家集落、棚田などを含めた緑豊かな里山景観
- 城山公園など、歴史的風土を受け継ぐ景観資源
- 市街地景観のアクセントとなる都市公園
- 市街地に潤いを与える、多くの社寺と社寺林

### 【問題点】

- 地域制緑地（自然環境）と景観計画の連携による保全体制の構築
- 市街地内の景観を支える緑を中心とした潤いの保全・確保
- 過疎化、高齢化の進展に伴う里山景観、街並み景観の荒廃化への対応

## 4-2. 緑の保全と創出に向けた課題

本市の将来の緑を考えるために、まず本市を取り巻く社会経済情勢の変化と今後の動向を把握し、緑に関して今後どのような視点が求められるのかを明らかにしておく必要があります。

### □ 社会状況の変化、国などのまちづくり施策、地方創生

- 人口増加傾向から人口減少へと転化し、宅地開発や住宅建設の動きは少なくなってきたり、都市化社会から都市型社会としての成熟が進んでいます。
- 国、地方自治体ともに財政事情は厳しさを増しており、既存ストックの有効活用、公共・公益施設の長期利用、効率的な整備などが求められています。
- 環境問題への対応に向け、循環型社会の形成や低炭素都市づくりの推進が求められています。
- 「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」（景観緑三法）が制定され、都市における良好な景観形成など、生活空間の質や快適性が一層重視されるようになっていきます。
- 自然や歴史、文化など地域の資源を活かし、時代に合った地域づくりや地域間の連携による活性化が求められています。
- 市民参加や、新たな公の役割への期待が高まる中、市民との協働によるまちづくりが求められています。

また、本計画が市民と行政の協働による持続的な緑の保全や緑化の推進の指針として機能するためには、上位・関連計画における方向性についても踏まえる必要があります。

### □ 第2次浜田市総合振興計画の将来都市像

#### 『住みたい 住んでよかった魅力いっぱい元気な浜田』

- 総合振興計画では、将来像の実現に向け「自然環境を守り活かすまち」、「生活基盤が整った快適に暮らせるまち」など市の多彩な地域資源を最大限に発揮できる魅力いっぱいなまちの実現を目指しています。
- その他、都市計画マスタープラン、環境基本計画、景観計画を策定し、本計画と整合しながら自然環境の維持や緑の保全、活用を通じて、活力に満ちたまちづくりを目指しています。
- 上位計画・関連計画から「緑に求められる役割」を整理すると以下のキーワードが浮かび上がります。

### □ 上位計画・関連計画から求められる緑の役割（キーワード）

#### 【緑の保全】

- 地域固有の自然の保全
- 都市近郊の里地里山の保全
- 生物多様性の保全
- 持続可能な都市づくり
- 良好な景観の保全・形成

#### 【緑の創出・活用】【緑化の推進・協働】

- 歴史的・文化的な資源の活用
- 自然とのふれあいと潤いの創出
- 健康やスポーツ・レクリエーションの場の創出
- 観光交流への活用
- 市民と行政による緑化の推進・協働

緑の役割から見た本市の緑の評価や問題点を基に、本市を取り巻く社会経済情勢、上位計画・関連計画から求められる緑の役割などを踏まえて、本市の緑の保全と創出に向けた総合的な課題を以下に整理します。

### 【課題1】本市の緑の骨格となる自然環境（山地の樹林、河川、海岸）の保全と育成

- ・本市域の大部分を占める樹林・森林、河川、海岸などの自然環境は、本市を特徴づけている「緑の骨格」であり、緑が果たしている様々な役割・機能のうえでも重要な要素となっています。さらに、地球環境問題は、遠い世界のことでなく、私たちの生存に関わる身近な問題として捉える必要があります。
- ・これら自然環境の保全と育成のためには、関連法令の積極的な適用が求められるとともに、自然環境は私たちがこの地で健康で文化的な生活を送るために重要な存在である、という市民意識の醸成が必要です。

### 【課題2】市街地での身近な緑の保全・創出・育成

- ・本市の都市公園は、全体としては整備が進んでいますが、「県立石見海浜公園」の存在が大きく影響しており、「身近な広場・公園」の水準は十分とは言えず、身近な「住区基幹公園」や運動公園等の「都市基幹公園」は、その配置に地域的な不均衡も生じています。
- ・都市公園だけでなく、街路樹など道路空間の緑化、民有地の緑化などについても、緑が十分に育っている状況にはなく、潤いのある美しい市街地景観を充実させる必要があります。
- ・都市環境の向上、潤いのある景観形成、まちの防災性能の向上など、多くの観点から、身近な緑の保全・創出が必要であり、そのための取組みを促進する必要があります。

### 【課題3】老朽化に対応し、多様なニーズや地域の個性を踏まえた緑の拠点づくり

- ・都市公園をはじめとする「緑」に対する市民ニーズも多様化する中、従来の画一的な施設整備では、これらの多様なニーズに的確に対応することができず、利用・活用が低迷するような事態も予想されます。
- ・一方、本市には美しい自然があり、地域固有の歴史・文化を大切にしながら育んできた多彩な地域資源や地域の個性が多く残されています。
- ・また、開設されてから長い年月が経過している都市公園も多く、施設の劣化、老朽化が進み公園としての致命的な問題を抱える施設も見られます。
- ・これらの問題に対して、市民ニーズの多様化、施設の老朽化への対応、多彩な地域資源や地域の個性を活かした本市のシンボルとなり得る公園等の再整備、充実など、適切な対応策をとることが求められます。

### 【課題4】市民と行政の協働による緑のまちづくりの推進

- ・緑を継続的に保全・維持・育成し、都市公園等の機能の充実、利活用を進めていくためには、市民の参画と自主的な取組みが不可欠です。現在でも公共的な緑の維持・育成などへの市民の参画の試みがいくつかなされていますが、まだまだ一部の動きにとどまっています。
- ・今後は市民、行政、各関連団体などのすべてが、緑の保全や育成などに関する知見を広め、緑に対する意識を高揚させていくことが重要であり、緑の情報発信や環境学習などにより、次代を担う人材を育成することも大きな課題です。